

令和2年7月豪雨による 農林水産関係被害への支援対策

令和2年7月豪雨により被災された農林漁業者の皆様が、1日も早く経営再建できるように、農林水産関係被害への支援対策を取りまとめ、対策のポイントや被災された農林漁業者の皆様向けの資料を公表しました。

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/r0207/index.html>



農林水産省 7月豪雨

検索

支援対策のポイント

支援対策の要点をわかりやすく説明

令和2年7月豪雨に係る支援対策のポイント

令和2年7月
農林水産省

被災した葉たばこ農家への支援

○令和2年7月豪雨に伴う河川堤防の決壊等により、葉たばこの冠水(ほ場・乾燥施設内)、農業用機械や乾燥施設への浸水が発生。被災した施設・機械の修繕・再取得や営農再開を支援。

令和2年7月豪雨による被害

○河川堤防の決壊に伴う大規模水害により、ほ場での葉たばこの冠水、農業用機械や乾燥施設への浸水被害が発生。



《冠水したほ場》



《浸水被害を受けた農業用機械》

乾燥施設や農業用機械の浸水被害に対する支援

○施設や機械の再取得や修繕に要する経費を支援(強い農業・担い手づくり総合支援交付金で実施)

・共同利用施設(被災産地施設支援対策)：1/2以内

・被災農業者の施設・機械(被災農業者支援型)：1/2以内※

※被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者を対象に、補助率を3/10から1/2に引き上げ。

○周辺の乾燥施設への輸送に要する経費への支援(持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)で実施)：7,000円/1t以内

○営農再開に向けた支援(持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)で実施)

○災害復旧事業による土砂の撤去

※災害施工(市町村から委託を受けた)から、農家等に対し労務費や機械のリース代を支払うことも可能。

○土づくり：10,000円/10a以内

(ただし、作物残さの撤去のみの場合：1,500円/10a以内)

○収穫時の調整作業(葉の洗浄等)：8,000円/10a以内

○追加防除：1/2以内

(参考)日本たばこ産業株式会社(JT)による支援

・災害援助金制度：当年買入代金が平年代金の80%を下回る場合、被害率に応じて支払い(取極音書の場合は1/2)

・施設整備、機械購入の助成：1/2

(対象：過去にJTの助成で取得した機械等、60歳未満、黄色種100a以上等、また、国・地方自治体の補助金を受ける場合は助成対象外。)

17

被災された農林漁業者の皆様へ

必要な支援対策にたどりつきます

(参考資料)

大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ

令和2年7月豪雨による農林水産関係被害への支援対策

令和2年7月
農林水産省

被害果樹・茶を植替えたい・被害果実を利用したい・果樹棚を再建したい

被害果樹・茶の植替えや被害果実の利用促進等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被害を受けた果樹・茶の植替えや、これにより生じる未収益期間に必要な経費を助成
- (2) 被害果実の利用促進に必要な経費を助成
- (3) 果樹棚の再建に必要な経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
(1) 植替えや未収益期間に係る経費助成	持続的生産強化対策事業(果樹産地再生支援対策、産地緊急支援対策、茶産地再生支援対策)	国：定額、1/2 農家：事業費と補助額の差額、100%—(国の負担+県等の負担)	(果樹関係)生産局 園芸作物課 TEL:03-3502-5957 (茶関係)生産局 地域対策官 TEL:03-6744-2117
(2) 被害果実の利用促進に係る経費助成		果樹への支援 (1) 植替えや未収益期間に係る経費 <①植替えに必要な樹木の撤去費用・苗木代等> ・みかん等のかんきつ類：23万円/10a ・かき、なし、ぶどう、りんご、おうとう等：17万円/10a ・みかん等のかんきつ類の根域制限施設：112万円/10a ・なし、ぶどう、もも等の根域制限施設：100万円/10a ・なし等のジョイント栽培：33万円/10a ・りんごの新植・旧植化施設：33万円/10a <②未収益期間に必要な肥料代や農薬代等> 22万円/10a(5.5万円/10a×4年分)を一括交付 (2) 被害果実の利用促進に必要な経費 被害果実の一時的貯蔵等に要する経費：1/2 被害果実等の消費拡大PRに要する経費：1/2 (3) 果樹棚の再建に係る経費 果樹棚の撤去費用及び再建に必要な資材の購入費：1/2	
(3) 果樹棚の再建に係る経費助成		茶への支援 (1) 植替え等に必要な費用 ①茶園の植替え：15.2万円/10a ②①により生じる未収益期間の経費：14.1万円/10a	

23

お問合せ 農林水産省 大臣官房地方課災害総合対策室

担当：影山、吉田

TEL: (代表) 03-3502-8111(内線5133) / (ダイヤルイン) 03-6744-2142 FAX: 03-6744-7158

農林水産省